

# 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行細則 の一部改正について

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行細則（平成12年東京都規則第85号）の一部を改正する規則（平成22年東京都規則第180号）が、下記のとおり平成22年9月28日に公布され、平成22年10月1日から施行されます。

## 記

### 1 改正の理由

#### (1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う改正

法第4条第1項等に規定する特定建築物の維持管理について権原を有する者等について、近年の建築物の所有及び管理に形態の変化等があり、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行規則の一部を改正する省令が施行されることに伴い、新たな届出事項となったため、東京都規則である法施行細則に規定する届出事項を法施行規則に合わせるための改正が必要になりました。

#### (2) 別記様式の改正

今回の法施行規則の一部を改正する省令により、特定建築物の所有者以外に当該特定建築物維持管理権原者がある場合、又は特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合には、法施行規則第1条第3項及び第4項で届出にあたってこれらを証する書類の添付が規定されました。そのため、別記第1号様式及び別記第2号様式の添付書類の記載内容を改正する必要がありました。併せて、様式の文言整理を行う必要がありました。

### 2 改正の概要

#### (1) 別表「第1 特定建築物の名称、所有者等に係る事項」の改正

4として、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものの氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を追加しました。

#### (2) 別記第1号様式「特定建築物届書」の改正

添付書類として、「建築物環境衛生管理技術者の免状本証及びその写し」及び「特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の維持管理について権原を有する者がある場合又は特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合には、それを証する書類」を追加しました。

#### (3) 別記第2号様式「特定建築物変更（廃止）届」の改正

添付書類として、「建築物環境衛生管理技術者の変更にあたっては、免状本証及びその写し」及び「権原を有する者の変更にあたっては、それを証する書類」を追加しま

した。

また、法人代表者の「生年月日」を削除しました。

- (4) 別記第3号様式「特定建築物給水用防錆剤使用開始届」の改正  
法人代表者の「生年月日」を削除しました。

- (5) 別記第4号様式「特定建築物給水用防錆剤届出事項変更届」の改正  
「防錆剤管理者の変更にあたっては、その資格を証する書類の添付」とあるのを「防錆剤管理者の変更に当たっては、それを証する書類」に改正しました。  
また、法人代表者の「生年月日」を削除しました。

- (6) 附則の規定

この規則の施行の際、現に存する特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、この規則の施行の日から起算して1年以内に、この規則による改正後の法施行細則別表第1の部4の項に掲げる事項を別記附則様式により知事に届け出なければならない。この場合において、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第66号）による改正後の法施行規則第1条第3項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。と規定しました。

なお、この届出において、法第5条第3項の規定による変更の届出を同時に行うときは、第3条の規定に係わらず、別記附則様式を使用することができるとなりました。